

信用取引等に係る委託保証金の計算方法等の見直しに係る要綱の一部修正について

平成24年10月4日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、内閣府令の改正にあわせて、信用取引の利便性向上及び取引参加者の債権保全の実効性向上を図る観点から、委託保証金の計算方法について見直しを行うべく制度要綱を作成いたしました。以下について一部修正いたします。

平成24年7月30日公表の制度要綱「2. 概要（3）維持すべき委託保証金額の計算について」において、「預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算（追証）が生じた日から起算して2日目までに、委託保証金の差換えの申し出がされた場合で、新たに差し入れられる金銭の額又は代用有価証券の評価額が差換えを行う金銭の額又は代用有価証券の評価額を超過するときは、当該超過額を追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。」としておりましたが、受入保証金額の計算とは別の計算が必要となる点において、運用面における煩雑さを招くことが考えられることから、維持すべき委託保証金のうち代用有価証券の売買による差換えについては制度上の手当てを行わないものとします。

以 上

信用取引等に係る委託保証金の計算方法等の見直しについて

平成24年7月25日
修正 平成24年10月4日
株式会社名古屋証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	<p>今般、「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」（以下「内閣府令」といいます。）に定める信用取引に係る委託保証金の取扱いについて、信用取引に係る保証金の算定基準時の合理化を図るため、信用取引の委託保証金に係る計算の基準となる時点を、受渡日から約定日に変更できることとする見直しが予定されています。</p> <p>当取引所としては、内閣府令の改正にあわせて、信用取引の利便性向上及び取引参加者の債権保全の実効性向上を図る観点から、委託保証金の計算方法について、以下のとおり見直しを行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none">金融庁は平成24年7月10日から、8月9日までの間、パブリックコメントの募集を行っています。
2. 概要	<p>現在、顧客が信用取引に係る委託保証金として差し入れた金銭又は有価証券は、当該信用取引の反対売買及び現引き又は現渡しによる弁済の申し出（以下「弁済の申し出」といいます。）がされても、原則として、その決済が終了する前に、これを引き出させ又は他の信用取引の委託保証金に充当することはできないとしています。</p> <p>今般の内閣府令の見直しを踏まえ、弁済の申し出がされた信用取引に係る委託保証金については、当該弁済の申し出がされた日以降、これを引き出させ又は他の信用取引の委託保証金に充当できることとします。</p> <p>また、信用取引及び発行日取引に係る有価証券の約定価額に対する受入保証金総額の割合（以下「預託率」といいます。）が維持率を下回った場合には、顧客は委託保証金の追加差入れが必要となりますが、取引参加者の顧客に対する信用供与の総額を縮小させることや決済損金を差し入れることにより、追加差入れに代替する手段についても整備するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none">当該見直しが過当投機を招くことがないように、併せて信用取引の規制に係るガイドライン等の見直しを行うこととします。

(1) 委託保証金の引出し等について

a. 金銭又は代用有価証券の引出し

- 受入保証金の総額から、信用取引に係る未決済勘定の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額について引き出させる場合には、計算の基礎となる約定価額から、弁済の申し出がされた有価証券の約定価額を、当該弁済の申し出がされた日以降に差し引くことができるものとします。

b. 他の信用取引の委託保証金への充当

- 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日以降、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から差し引くことができることとします。

- 委託保証金が差し入れられている信用取引に限ります。
- 現引き又は現渡しによる弁済の申し出については、当該現引き又は現渡しに係る金銭又は有価証券が取引参加者にあらかじめ差し入れられている場合に限ります(下記 b. 及び(3)も同様の取扱いとします。)
- 未決済勘定の一部を決済するために委託保証金を引き出す場合は、計算の基礎となる約定価額から、決済する未決済勘定の約定価額に加えて、弁済の申し出がされた他の未決済勘定の約定価額についても、差し引くことができることとなります。
- 信用取引が行われた日に当該信用取引の弁済の申し出がされた場合でも、同日に行われた他の信用取引に係る

委託保証金に充当できることとなります。

(2) 反対売買による利益額の取扱いについて

- ・ 反対売買による利益額を委託保証金として差し入れることにつき顧客の同意がある場合には、反対売買による弁済の申し出がされた日以降、信用取引に係る受入保証金の総額に当該利益額を加算して計算することができることとします。

- ・ 当該利益額を、上記(1) a. により引き出させることができる額は、現に差し入れられている金銭の額又は有価証券の評価額を限度とします。
- ・ 有価証券の相場の変動に基づく利益が損失を上回る額に相当する額については、現行どおり、加算して計算することができないこととします。
- ・ 顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益は、現行どおり、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価により評価した価額との差損益とします。

(3) 維持すべき委託保証金額の計算について

- ・ 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日以降、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、預託率を算定する際の計算基礎となる未決済勘定の約定価額から差し引くことができることとします。

<p>(4) その他</p> <p>3. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して3日目までに、弁済の申し出又は損金相当額の差入れがされた場合には、当該弁済の申し出がされた有価証券の約定価格に100分の20を乗じた額、又は当該差入れのあった損金相当額を、追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。 ・ 預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して2日目までに、委託保証金の差換えの申し出がされた場合で、新たに差し入れられる金銭の額又は代用有価証券の評価額が差換えを行う金銭の額又は代用有価証券の評価額を超過するときは、当該超過額を追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。 ・ 信用取引の規制に係るガイドライン等の見直しを行うものとします。 ・ 発行日取引についても、上記(3)と同様の取扱いとすることとします。 ・ その他、所要の改正を行うものとします。 ・ 内閣府令の施行日と同一日に施行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次措置以降の委託保証金率の引き上げ幅を拡大するとともに、新たに早期に措置を実施する場合の基準を設け、より機動的な管理を行うこととします。 ・ 数値基準については、導入後の売買状況を踏まえ、一定期間後に見直しを行うこととします。
-------------------------------	---	--

以上